

平成 30 年 6 月 14 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度「ひがし北海道旅行商品の販売促進事業」（台湾）委託業務に係る  
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度「ひがし北海道旅行商品の販売促進事業」（台湾）

2. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日に国土交通大臣から認定されました。

その対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）ではこれまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきました。

一方、広大なひがし北海道特有の課題であるエリア内の公共交通の問題を解決すべく、広域観光周遊ルート事業や各地域が行う独自事業として、様々な取組が進めてきました。

北海道内の空港には、各航空会社による国内線が就航しているとともに、訪日外国人観光客（インバウンド）を対象とした国内運賃が各社で設定されており、また、道内便を利用した場合には特別運賃が設定されているなど、道内各空港を利用することは、インバウンドにとって大きなメリットがあります。

台北からは新千歳空港にエバー航空は全日空との共同運航、チャイナエアは日本国

空との共同運航。また、ピーチが直接乗り入れており、高雄からもチャイナエアが新千歳空港に定期便を就航させています。本年 3 月には、地域の拠点空港である旭川空港にタイガーエア台湾が定期就航しています。このため、ひがし北海道の魅力とともに、インバウンド向けの特別運賃や直行便のメリットを活用した PR を航空各社と連携の上、実施します。実施に当たっては、連携する航空各社の販売網を組み合わせることによって共同広告の効果を高め、ターゲット市場におけるひがし北海道への誘客を促進していきます。

3. 実施期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 8 日

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：平成 30 年 6 月 20 日（水） 15:00～16:00

会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、平成 30 年 6 月 18 日（月）正午までに、電子メールまたは FAX にてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部  
観光開発支援グループ 丸茂  
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064  
E-Mail：t\_marumo@visithkd.or.jp

## FAX 回答用紙

平成 30 年 6 月 18 日 (月) 正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : [t\\_marumo@visithkd.or.jp](mailto:t_marumo@visithkd.or.jp)

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援事業部

観光開発支援グループ 丸茂宛

平成 30 年度「ひがし北海道旅行商品の販売促進事業」(台湾) 委託事業者向けの  
事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

## 平成 30 年度「ひがし北海道旅行商品の販売促進事業」（台湾）企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

### 1. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ、「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」（申請者：「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会）が平成 27 年 6 月 12 日に国土交通大臣認定されました。その事業対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）ではこれまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目の各種取組を行ってきました。

一方、広大なひがし北海道特有の課題であるエリア内の公共交通の問題を解決すべく、広域観光周遊ルート事業や各地域が行う独自事業として、様々な取組が進められてきました。

北海道内の空港には、各航空会社による国内線が就航しているとともに、訪日外国人観光客（インバウンド）を対象とした国内運賃が各社で設定されており、また、道内便を利用した場合には特別運賃が設定されているなど、道内の各空港を利用することは、インバウンドにとって大きなメリットがあります。

台北からは新千歳空港にエバー航空が全日空との共同運航、チャイナエアが日本航空との共同運航、又、ピーチが直接乗り入れており、高雄からもチャイナエアが新千歳空港に直行便を就航させています。本年 3 月には、地域の拠点空港である旭川空港にタイガーエア台湾が定期就航しています。このため、ひがし北海道の魅力とともに、インバウンド向けの特別運賃や直行便のメリットを活用した PR を航空各社と連携の上、実施します。実施に当たっては、連携する航空各社の販売網を組み合わせることによって共同広告の効果を高め、ターゲット市場におけるひがし北海道への誘客を促進していきます。

### 2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」形成促進地域

（十勝、オホーツク、釧路、根室の 4（総合）振興局内及び上川総合振興局のうち中南部）

### 3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民

間企業に委託して実施する。

#### 4. 企画提案応募条件等

- (1) 日本国内に単体企業又は道内に本店、支店を有する他企業との連合体とし、①～③のいずれかに該当し、且つ④と⑤の条件を満たすこと。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
  - ④ 募集型企画旅行の形態が必要となる事業のため、旅行業法上の登録（第 1 種または第 2 種）を有している者が事業に参加すること。
  - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (2) 提案事案を的確に実施する能力を有するものであること。
- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

#### 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

#### 6. 委託期間及び業務スケジュール

##### (1) 委託期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 8 日

##### (2) 業務スケジュール

6 月 14 日（木）	事業提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
6 月 20 日（水）	事業提案説明会
7 月 2 日（月） 12:00	事業提案参加表明締切
7 月 5 日（木） 12:00	事業提案書の提出期限
7 月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
*平成 31 年 3 月 8 日（金）	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

#### 7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成 30 年 7 月 2 日 12:00

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：丸茂）

TEL 011-231-2900 Email:t\_marumo@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：電子メールにて行うこと（様式は任意。メール本文でも可）。

## 8. 委託業務内容

(1) 広告、情報発信の対象商品について

- ・ 広告プロモーションの対象商品は、台湾を出発地とした航空便を含めたものとし、航空券のみ又は旅行商品の利用空港は、旭川、帯広、釧路、女満別、中標津、紋別の中から選択し対象とすること。なお、利用空港については上記の 6 空港を出来る限り多く網羅すること。又、それぞれの空港を往復又は往路若しくは復路の片道利用を原則とすること。

例) 台北発着の場合

発地空港	往路利用空港	復路利用空港	着地空港	可否
台北	女満別（経由）	中標津（経由）	台北	○
台北	中標津（経由）	新千歳（経由）	台北	○
台北	釧路（経由）	釧路（経由）	台北	○
台北	新千歳	新千歳	台北	×

\*利用空港を往路、復路のいずれかを新千歳空港利用の場合道内経由としての利用は可能。また新千歳空港以外利用の場合、海外・国内経由については可能

\*利用空港の条件を満たした場合でも宿泊がひがし北海道エリアを含まない場合は不可

(2) プロモーションについて

- ・台湾において効果的且つ訴求力が高いと認められる広告媒体を選定し、プロモーションを実施すること。

プロモーション実施内容例

- WEB 媒体によるプロモーション（BtoC）
- 旅行会社に向けたプロモーション（BtoB）

#### プロモーションのスケジュール

- プロモーションに実施期間 平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月

なお、プロモーションの実施に際しては、下記の点に留意すること。

- ・対象市場を意識し、広告媒体、広告本数、広告表現を考慮すること。
- ・広告表現は、ネイティブチェック体制を明確にし、誤字・脱字を生じることなく、違和感のない内容で発信できる体制を明記すること。
- ・広告内容、デザイン及び実施時期については、観光機構と事前に協議すること。

#### (3) 事業効果を高める取組等について

- ・発信される情報は『プライムロード ひがし北・海・道』推進協議会 オフィシャル WEB サイト『EXPLORE the WONDERLAND EASTERN HOKKAIDO』とリンクすること。

(『EXPLORE the WONDERLAND EASTERN HOKKAIDO』)

(繁体字) URL <http://tw.visit-eastern-hokkaido.jp/>

#### (4) 出発地及び国内乗継便の航空座席の販売

プロモーションの対象商品である出発地(海外)からの航空便や乗り継ぎ便(国内)の航空座席、または航空座席を含んだ商品をプロモーション対象者が直接購入できるような仕組みとし、その手法も明記すること。また、必要な場合は各航空会社の現地向けホームページや予約ページ内での対象商品の告知、さらにはプロモーションで作成するページ内での航空座席検索・販売のボックス設置など検討すること。

#### (5) 「ひがし北海道二次交通活用商品開発事業」との連携

観光機構にて別途公示している「平成 30 年度ひがし北海道二次交通活用商品開発事業」(募集期間は平成 30 年 5 月 15 日～6 月 6 日)にて作成される主に FIT 向けの着地型旅行商品(冬期商品)もプロモーションの対象とすること。なお、この商品に関してのプロモーション向け素材等については、委託事業者より提供されることとなっているので、適宜連絡を取り合うなどして最適なプロモーションが実施をすること。

また、プロモーションの際、「平成 30 年度ひがし北海道二次交通活用商品開発事業」にて作成する着地型商品に発着地を付加するなど、よりプロモーション効果を高める工夫を施すこと。

## 9. 効果測定について

- ・ Web を活用した広告について、効果測定データを活用しチューニングなどを行い最適な効果が期待できるように掲載期間中についても効果を測ること。
- ・ 終了後、広告効果が分かるデータを提出し、分析結果をまとめること。その際、次年度以降のプロモーションに活用できる内容とすること。

#### 10. 民間とのタイアップ

民間企業等との協力・支援内容について提案すること。

#### 11. 事業実施報告書の提出期限

平成 31 年 3 月 8 日（金）

#### 12 事業目標

WEB 掲載本数、事業による送客人数、及び販売額

#### 13. 予算上限額：9,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### 14. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、以下の項目について企画提案書に記載すること。

##### (1) これまでの事業実績

会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

##### (2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

##### (3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。



#### (4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

### 15. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版のみとする。また冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (2) 企画提案を行う者が他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。  
ただし、企画提案者でない者が外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。
- (3) 企画提案においてコンソーシアムを組む外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

### 16. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（持参或いは郵送の場合）  
（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部。メールの場合は会社名、業務従事者氏名を記載したもの、記載しないもの各1部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：丸茂）  
TEL 011-231-2900
- (3) 提出期限 平成30年7月5日(木) 12:00
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）、メールすること。  
ファクシミリでの提出は不可とする。

## 17. 企画提案に関する審査

受領した提案書をもとに、別途開催する審査会により企画提案審査を行い選定する。  
審査開催前において、企画提案書内容について観光機構から照会を行う場合があるので、その際は速やかに回答をすること。

## 18. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

### (1) 企画提案の目的適合性

提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。

### (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、いかに専門性を持つ企業連合となっているか。また実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

### (3) 業務遂行能力

本事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

## 19. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 本事業は、観光庁が平成 30 年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」（案）を活用する予定である。このため、受託事業者は観光機構より別途配布予定の観光庁が示す要綱に従った業務遂行を行うこと。

## 20. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 本事業は、観光庁が平成30年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」(案)を活用する予定である。このため、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

以上